

国家資格化をめぐる Q&A (2)

2014.1.22

一般社団法人日本臨床心理士会 資格法制化プロジェクトチーム

「国家資格化をめぐる Q&A」の第1弾を2013.7.31にホームページに掲載しました。
今回はその第2弾です。第1弾以後に寄せられました質問についてお答えしています。

Q1:「請願署名」はその後、どうなっているのですか？

A1:国家資格を求める「請願署名」は11.3万筆集まっています。皆様のご協力、ありがとうございました。今後は、国会で法案が上程されるのにタイミングを合わせて、国会議員にお願いして両院議長に届けてもらうことになっています。

Q2:私は学部が心理学出身でないのに、資格法制化後は、新たに学部に入り直さなければならないのでしょうか？

A2:いいえ。現在、臨床心理士である方は、「現任者」として「経過措置」で国家資格試験を受験できるようになります。三団体の『要望書』に記載されている受験資格は、法制化後、新規に学部に入学者から適用されます。ちなみに新規養成の国家資格第1号は、7～8年後に誕生の見込みです。

Q3:「経過措置」では試験を受けなければならないのでしょうか？

A3:これまでの他職種の「経過措置」では、講習会を受けた上で試験を受けるということになっています。

Q4:心理師(仮称)の資格は学部卒の資格であり、試験は医学科目が多くなるという話がありますが本当ですか？

A4:三団体の『要望書』では、心理師(仮称)は大学院修士修了の6年間の養成を基本(学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程ないし大学院専門職学位課程で業務内容に関わる心理学関連科目等を修め修了した者)とするよう要望しており、自民党Jファイルでも先進国同様の資格をめざしています。議連の議論でもその点については異論が出ていません。

Q5:心理師(仮称)は基礎系の資格だという話がありますが本当ですか？

A5:三団体の『要望書』では業務の内容は、「①心理的な支援を必要とする者とその関係者に対して、心理学の成果にもとづき、アセスメント、心理的支援、心理相談、心理療法、問題解決、

地域支援等を行なう。②①の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を行なう。」としています。この「業務」の内容は現在の臨床心理士が行っている業務です。国家資格は業務の内容に必要な養成を行うものですから、基礎系の資格になるということはありません。

Q6：心理師(仮称)は医療分野では医師の指示を受けるとされていますが、このことはこの資格が「診療の補助職」となることではないのですか？

A6：心理師(仮称)が診療補助職になることはありません。診療補助職としての法制化の場合は、医療以外の分野における他職種との連携、といったことは問題にされません。また、法案に「診療の補助として」業務を行う、と言う文言が書かれない限り、診療補助職になりません。更に、心理相談のような業務は現在、他のコ・メディカル職種もいわゆる診療の補助ではない業務として行っていることを標榜していること、心理師(仮称)は医療分野以外の業務も行うことが想定されていることから、名称独占の心理師(仮称)が医師の業務独占の一部を担う診療補助職になることはあり得ません。

A7：日本心理研修センターのポンチ絵では、左下の支える団体のところに日本臨床心理士資格認定協会が入ってないのはどうしてでしょうか？

A7：2012年秋に三団体会談関係者は、心理職の試験・登録機関として、長年にわたる実態・実績がある認定協会に協力をお願いすべく協議の場を持つ事を文書で申し入れたのですが、それが実現しなかったため、ここに記載することができないのです。